

静岡市告示第75号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			障害児 通所支 援1日 当たり	居宅介 護、同行 援護及 び行動 援護30 分当た り	重度訪 問介護 30分当 たり	短期入 所1日 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者	0円	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)		1,100円	100円	50円	50円	100円
D1	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯	12,000円以下	1,600円	200円	100円	100円	200円
D2		12,001円以上 30,000円以下	2,200円	300円	150円	150円	300円
D3		30,001円以上 60,000円以下	3,300円	400円	200円	200円	400円
D4		60,001円以上 96,000円以下	4,600円	500円	250円	250円	600円
D5		96,001円以上 189,000円以下	7,200円	700円	300円	300円	1,000円
D6		189,001円以上 277,000円以下	10,300円	1,000円	400円	400円	1,400円
D7		277,001円以上 348,000円以下	13,500円	1,300円	500円	500円	1,800円
D8		348,001円以上 465,000円以下	17,100円	1,700円	600円	600円	2,300円
D9		465,001円以上 594,000円以下	21,200円	2,100円	800円	800円	2,800円
D10		594,001円以上 716,000円以下	25,700円	2,500円	1,000円	1,000円	3,400円
D11		716,001円以上 864,000円以下	30,600円	3,000円	1,200円	1,200円	4,100円
D12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900円	3,500円	1,400円	1,400円	4,800円

D13	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	4,000円	1,600円	1,600円	5,500円
D14	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	4,600円	1,900円	1,900円	6,400円
D15	1,439,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額又は介護給付費等基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額又は介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定に

よる特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、5(2)に該当する場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 障害児通所支援に係る負担基準額は、次に定めるところによること。

(1) C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者であつて、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする（(2)に該当する場合を除く。）。

障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
その他の障害児	0円

(2) C及びD1からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除き、当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者同一の世帯に属する者について児童福祉法第21条の6の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行った月の属する年度（当該措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする。

扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同	負担基準額に定める額
--	------------

じ。)であるものを除く。)	
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限り、全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
その他の障害児	0円

(3) 障害児が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該障害児に係る負担基準額については徴収しないこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示第713号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に係る同法第56条第2項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第76号

静岡市身体障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第122号）第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、重度訪問介護、短期入所及び共同生活援助に限る。）の被措置者及び扶養義務者

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 及び同行 援護30分 当たり	重度訪問 介護30分 当たり	短期入所 1日当た り	共同生活 援助1月 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除	0円	0円	0円	0円	0円

		く。)					
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）		1,100円	50円	50円	100円	1,100円
D1	A階	12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D2	層を 除き	12,001円以上 30,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D3	当該 年度	30,001円以上 60,000円以下	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D4	分の 市町	60,001円以上 96,000円以下	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D5	村民 税の	96,001円以上 189,000円以下	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D6	課税 世帯	189,001円以上 277,000円以下	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D7	であ って、	277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D8	その 市町	348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D9	村民 税所 得割 の額	465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D10	の区 分が	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D11	次の 区分	716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D12		864,001円以上 1,056,000円以	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円

	に該	下					
D13	当す	1,056,001円以	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
	る世	上1,238,000円					
	帯	以下					
D14		1,238,001円以	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
		上1,439,000円					
		以下					
D15		1,439,001円以	介護給付	介護給付	介護給付	介護給付	介護給付
		上	費等基準	費等基準	費等基準	費等基準	費等基準
			額	額	額	額	額

備考

- 1 身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。ただし、身体障害者にあつては介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第

6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該身体障害者及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円

1	階	前年分の対象収入額の年額区分	
2	層に	270,000円以下	0円
3	該当	270,001円以上280,000円以下	1,000円
4	する	280,001円以上300,000円以下	1,800円
5	者以	300,001円以上320,000円以下	3,400円
6	外の	320,001円以上340,000円以下	4,700円
7	者	340,001円以上360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上640,000円以下	27,500円
21		640,001円以上680,000円以下	30,800円
22		680,001円以上720,000円以下	34,100円
23		720,001円以上760,000円以下	37,500円
24		760,001円以上800,000円以下	39,800円
25		800,001円以上840,000円以下	41,800円
26		840,001円以上880,000円以下	43,800円
27		880,001円以上920,000円以下	45,800円
28		920,001円以上960,000円以下	47,800円
29		960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
30		1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円

31	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満 切り捨て)

備考

- 1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することにより対象収入額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える身体障害者本人の利用者負担が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

- 3 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者の扶養義務者

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円

D 1	A階層を除	12,000円以下	3,300円
D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	4,500円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	6,700円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	9,300円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	14,500円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	20,600円
D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	27,100円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	34,300円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	42,500円
D 10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	51,400円
D 11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	61,200円
D 12		864,001円以上1,056,000円以下	71,900円
D 13		1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300円
D 14		1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600円
D 15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額

又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより税額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分			負担基準月額
1	被保護者等		0円
2	1階層に該当する者以外の者	前年分の対象収入額の年額区分	
		270,000円以下	0円
3		270,001円以上280,000円以下	500円
4		280,001円以上300,000円以下	900円
5		300,001円以上320,000円以下	1,700円
6		320,001円以上340,000円以下	2,300円
7		340,001円以上360,000円以下	2,900円
8		360,001円以上380,000円以下	3,700円
9		380,001円以上400,000円以下	4,500円
10		400,001円以上420,000円以下	5,400円
11		420,001円以上440,000円以下	6,200円
12		440,001円以上460,000円以下	7,000円
13		460,001円以上480,000円以下	7,900円
14		480,001円以上500,000円以下	8,700円
15		500,001円以上520,000円以下	9,500円
16		520,001円以上540,000円以下	10,400円
17		540,001円以上560,000円以下	11,200円
18		560,001円以上580,000円以下	12,000円
19		580,001円以上600,000円以下	12,900円
20		600,001円以上640,000円以下	13,700円
21		640,001円以上680,000円以下	15,400円
22	680,001円以上720,000円以下	17,000円	
23	720,001円以上760,000円以下	18,700円	
24	760,001円以上800,000円以下	19,900円	
25	800,001円以上840,000円以下	20,900円	
26	840,001円以上880,000円以下	21,900円	
27	880,001円以上920,000円以下	22,900円	
28	920,001円以上960,000円以下	23,900円	

29	960,001円以上1,000,000円以下	24,900円
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900円
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200円
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500円
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900円
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円) × 0.9 ÷ 12月 ÷ 2 + 40,500円 (100円 未満切り捨て)

備考

- 1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者の扶養義務者（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円
D1	A階層を除く 12,000円以下	1,600円

D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	2,200円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	3,300円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	4,600円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	7,200円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	10,300円
D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	13,500円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	17,100円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	21,200円
D 10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	25,700円
D 11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	30,600円
D 12		864,001円以上1,056,000円以下	35,900円
D 13		1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600円
D 14		1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800円
D 15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者(身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額

又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示(平成24年静岡市告示第715号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第77号

静岡市知的障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第123号）第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に限る。）の被措置者及び扶養義務者

税額等による階層区分	上限月額	負担基準額		
		居宅介護 及び行動 援護30分 当たり	短期入所 1日当た り	共同生活 援助1月 当たり
A 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円
B 当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円
C A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であ	1,100円	50円	100円	1,100円

	って、その市町村民税の額が 均等割の額のみ在世帯（所得 割の額のない世帯）					
D 1	A階層	12,000円以下	1,600円	100円	200円	1,600円
D 2	を除き 当該年	12,001円以上 30,000円以下	2,200円	150円	300円	2,200円
D 3	度分の 市町村	30,001円以上 60,000円以下	3,300円	200円	400円	3,300円
D 4	民税の 課税世	60,001円以上 96,000円以下	4,600円	250円	600円	4,600円
D 5	帯であ って、	96,001円以上 189,000円以下	7,200円	300円	1,000円	7,200円
D 6	その市 町村民	189,001円以上 277,000円以下	10,300円	400円	1,400円	10,300円
D 7	税所得 割の額	277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	1,800円	13,500円
D 8	の区分 が次の	348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	2,300円	17,100円
D 9	区分に 該当す	465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	2,800円	21,200円
D 10	る世帯	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	3,400円	25,700円
D 11		716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	4,100円	30,600円
D 12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900円	1,400円	4,800円	35,900円
D 13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D 14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	1,900円	6,400円	47,800円

D15	1,439,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額
<p>備考</p> <p>1 知的障害者及びその扶養義務者（知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、知的障害者にあつては介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額の欄に掲げる額を上限とする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特</p>					

定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該知的障害者及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
1	被保護者等	0円	
2 3 4 5 6	1階層に該当する者以外の	前年分の対象収入額の年額区分	
		270,000円以下	0円
		270,001円以上280,000円以下	1,000円
		280,001円以上300,000円以下	1,800円
		300,001円以上320,000円以下	3,400円
	320,001円以上340,000円以下	4,700円	

7	者	340,001円以上360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上640,000円以下	27,500円
21		640,001円以上680,000円以下	30,800円
22		680,001円以上720,000円以下	34,100円
23		720,001円以上760,000円以下	37,500円
24		760,001円以上800,000円以下	39,800円
25		800,001円以上840,000円以下	41,800円
26		840,001円以上880,000円以下	43,800円
27		880,001円以上920,000円以下	45,800円
28		920,001円以上960,000円以下	47,800円
29		960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
30		1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円
31		1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円
32		1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
33		1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
34		1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
35		1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
36		1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円

37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円)×0.9 ÷12月+81,100円(100円未満 切り捨て)

備考

- 1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することにより対象収入額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える知的障害者本人の利用者負担が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

3 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者の扶養義務者

税額等による階層区分		負担基準月額	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	
D 1	A階層を除	12,000円以下	3,300円
D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	4,500円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	6,700円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	9,300円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	14,500円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	20,600円

D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	27,100円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	34,300円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	42,500円
D 10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	51,400円
D 11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	61,200円
D 12		864,001円以上1,056,000円以下	71,900円
D 13		1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300円
D 14		1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600円
D 15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。
 - (2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11

号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより税額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円
2	1階層に	0円
	前年分の対象収入額の年額区分 270,000円以下	
3	該当	500円
	270,001円以上280,000円以下	

4	する者以外の者	280,001円以上300,000円以下	900円
5		300,001円以上320,000円以下	1,700円
6		320,001円以上340,000円以下	2,300円
7		340,001円以上360,000円以下	2,900円
8		360,001円以上380,000円以下	3,700円
9		380,001円以上400,000円以下	4,500円
10		400,001円以上420,000円以下	5,400円
11		420,001円以上440,000円以下	6,200円
12		440,001円以上460,000円以下	7,000円
13		460,001円以上480,000円以下	7,900円
14		480,001円以上500,000円以下	8,700円
15		500,001円以上520,000円以下	9,500円
16		520,001円以上540,000円以下	10,400円
17		540,001円以上560,000円以下	11,200円
18		560,001円以上580,000円以下	12,000円
19		580,001円以上600,000円以下	12,900円
20		600,001円以上640,000円以下	13,700円
21		640,001円以上680,000円以下	15,400円
22		680,001円以上720,000円以下	17,000円
23		720,001円以上760,000円以下	18,700円
24		760,001円以上800,000円以下	19,900円
25		800,001円以上840,000円以下	20,900円
26		840,001円以上880,000円以下	21,900円
27		880,001円以上920,000円以下	22,900円
28		920,001円以上960,000円以下	23,900円
29		960,001円以上1,000,000円以下	24,900円
30		1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900円
31		1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200円
32		1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500円
33		1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900円

34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円)×0.9 ÷12月÷2+40,500円(100円 未満切り捨て)

備考

- 1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者の扶養義務者（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	
D1	A階層を除	12,000円以下	1,600円
D2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	2,200円
D3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	3,300円
D4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	4,600円
D5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	7,200円
D6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	10,300円

D 7	町村民税所	277, 001円以上348, 000円以下	13, 500円
D 8	得割の額の	348, 001円以上465, 000円以下	17, 100円
D 9	区分が次の	465, 001円以上594, 000円以下	21, 200円
D 10	区分に該当	594, 001円以上716, 000円以下	25, 700円
D 11	する世帯	716, 001円以上864, 000円以下	30, 600円
D 12		864, 001円以上1, 056, 000円以下	35, 900円
D 13		1, 056, 001円以上1, 238, 000円以下	41, 600円
D 14		1, 238, 001円以上1, 439, 000円以下	47, 800円
D 15		1, 439, 001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者(知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。)が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第292条第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示(平成24年静岡市告示第714号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。